



一般事業主行動計画

計画期間：平成30年4月1日～令和2年3月31日

社員、準社員、嘱託社員、契約社員（以下「社員等」という。）が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標1：調和のとれた仕事と生活の実現に 資するべく、労働条件を整備する

【対策】

- | | |
|----------|---------------------|
| 平成30年4月～ | 労働時間や休暇についての見直し案の検討 |
| 平成30年9月～ | 社員等への聞き取り調査、試行準備 |
| 平成31年4月～ | 試行による検証、実施案の検討 |
| 令和1年10月～ | 条件整備の実施、全ての社員等への周知 |

目標2：地域の子どもの工場見学及び 若者のインターンシップの受入を行う

【対策】

- | | |
|----------|---------------------|
| 平成30年4月～ | 関係機関及び学校との連携 |
| 平成30年5月～ | 工場見学及びインターンシップの受入開始 |